

経営者、総務・経理担当者のためのメルマガ

須黒会計インフォメーション

税務・経営最新情報

2015年2月号

お客様各位

本号のコンテンツ

1. やさしい税務会計ニュース：要介護認定のみで、障害者控除は適用できますか？
2. お仕事カレンダー : 2月に行うべき業務などをまとめました。
3. 会話形式で楽しく学ぶ : 所得税率の改正は、いつから適用されますか？
税務基礎講座
4. 旬の特集 : 医療費控除に関する Q&A (平成 26 年分用)
5. WORD、EXCEL でそのまま使える経理総務書式集

やさしい税務会計ニュース

税務・会計のニュースを分かりやすく解説します。

【今月号のテーマ】

“要介護認定のみで、障害者控除は適用できますか？”

母（80歳）は今年、介護保険法の要介護認定を受ける予定です。この要介護認定を受けたことのみをもって、母は所得税法上の障害者控除の対象者となりますか？

ニュースの詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/ph7dtvqhm0f3>

経理総務担当者のための今月のお仕事カレンダー（2月分）

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。
スケジュール管理を徹底しましょう。

2月10日 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（1月分）

2月16日 確定申告（書面）の受付開始

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/21tsqfghm0f3>

会話形式で楽しく学ぶ税務基礎講座

企業から会計事務所に寄せられる相談を会話形式でまとめました。

【今月号のテーマ】

所得税率の改正は、いつから適用されますか？

25年度の税制改正で所得税の最高税率の区分として、「4,000万円超」が新たに設けられ、この区分の税率が45%となりました。27年分から適用されます。

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/c1xys1qhm0f3>

旬の特集

企業経営などに役立つテーマを特集としてお届けします。

今月号の特集は

“医療費控除に関するQ&A（平成26年分用）”

です。

医療費控除について、判断に迷いよくお問合せいただく費用を、Q&A形式でまとめました。

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/dcgjvbqhm0f3>

WORD、EXCEL でそのまま使える経理総務書式集

そのままご利用いただける書式集をご用意しました。

ダウンロードはこちらから

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/go70o0ghm0f3>

「資金調達サポート」のご案内

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/3zy4wsqhm0f3>

「相続税申告プラン、相続税対策サポートプラン」のご案内

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/fb1b8gqhm0f3>

【受信拒否】

本メールのご不要な方には大変ご迷惑をおかけいたしました。
誠にお手数ですが、下記HPにて「解除」手続きをお願いします。

配信解除 <http://m.mkmail.jp/l/i/nk/r339h6ghm0f3>

.....

編集後記

そろそろスギ花粉の飛散が本格化する時期です。
花粉症の方は、しっかりと花粉対策をしておきたいですね。

最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。

=====

発行元：須黒税務会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目14番16号

銀座アビタシオン1004号

TEL 03-3542-9755

発行人：須黒税務会計事務所 info@suguro-lead.com

=====